

No.B

減免申請がなされていません

家族運転にかかる自動車税の減免については、申請手続きが簡略化され、往復はがき様式の継続用減免申請書を4月にお送りしたところですが、今のところ申請がありません。

申請受付期限までに申請がない場合、若しくは申請が不備な場合（証明印がないなど）は、本年度の自動車税（種別割）が減免になりませんのでご注意ください。

受付期限は4月にお送りした往復はがき様式の継続用減免申請書に記載している申請期限（必着）までです。

なお、既に申請書を提出され、このはがきと行違いになった場合はご了承ください。

お問い合わせ先

〒760-0068

**香川県県税事務所
総務・課税部 自動車税課**

高松市松島町一丁目17番28号

TEL (087) 806-0314

FAX (087) 833-2388

郵便はがき

